



人権デュー・ディリジェンス(HRDD)の義務付けを行う法律等 HRDDの実践を前進させる法律の制定に関するアンケート

企業名: サントリーホールディングス(株)

回答日: 23年11月17日

以下の質問へのご回答をお願いいたします。なお、回答にあたっては、貴社日本法人としての取り組みやご見解についてお答えください。海外法人について記載される場合には、該当箇所にてその旨明記をお願いいたします。

質問1 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律等HRDDの実践を前進させる法律を日本政府が制定することが望ましいと考えますか。望ましいと考える場合、その理由もお聞かせ下さい。

法律の制定により日本におけるHRDDの実践がより推進されることを望んでいるが、法律の内容を現時点では把握していないため、その内容次第で判断したい。

質問2 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律等HRDDの実践を前進させる法律が制定されることにより、企業間に「公正な競争条件」が生まれると考えますか。

法律の内容次第ではあるが、その制定により、企業間に公正な競争条件が生まれることを望んでいる。

質問3 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律等HRDDの実践を前進させる法律が制定されることにより、企業の人権に対する取り組みにおける「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」等の政府のガイドラインや、そのほかの政府の政策や基準との整合性が高まるようになると考えますか。

法律の内容次第ではあるが、その制定により、政府のガイドラインやその他の政府の政策や基準との整合性が高まることを期待したい。

質問4 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律が等HRDDの実践を前進させる法律制定された場合、中小企業もその対象とすることで、中小企業に UNDPs を採用する動機を生むことにつながると考えますか。その場合、中小企業にも大企業と同様の義務を課すべきと思いますか。又は中小企業には努力義務とする等の義務の相違を設けるべきと思いますか。

法律が制定された場合、中小企業におけるHRDDの実践が前進することが望ましいと考えるが、実際には中小企業のコスト面やリソース面での負担が増加することで実践が進まない可能性も考えられる。義務の減免や法律の適用のタイミングを遅らせる等の施策についても検討することが必要ではないかと考える。

質問5 貴社は、金融部門についても、HRDDの実践を前進させる法的基礎が必要であり、政府はその方向でも対策を取るべきと考えますか。例えば、法制化の際にはHRDDを行う対象として、投融資先を含めるべきと思いますか。

どのような事業分野でも、人権に対しては基本的に同様の配慮・対策がなされるべきと考える。

質問6 貴社において、HRDDの実践を前進させる法律を制定するにあたって、政府が留意すべきと考える点(義務付けの内容・範囲、実効性確保の方法等)がありましたらご回答下さい。

法律を制定するにあたっては、既存の法制度やガイドラインとの関係性を十分に整理したうえで、企業側の実態に則した検討を求めたい。

(以上です。ご協力ありがとうございました。)